

## 第8章 医療救護等対策

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 医療救護等対策の基本的な考え方

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

本章では、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、災害拠点病院の整備や医療施設の耐震化等の医療施設の基盤整備、遺体の火葬について示す。

#### ○ 現在の対策の状況

都はこれまで、一刻も早い救命措置等が行えるよう東京 DMAT の編成、医療救護班等の確保及び搬送体制を整備してきた。また、災害拠点病院に災害用救急医療資器材の配備や補充用医薬品を備蓄するなど医薬品等を確保している。

災害時における多くの重症者の医療を確保するため、災害拠点病院を整備するとともに、災害時の情報を共有できるよう広域災害救急医療情報システムを救急告示医療機関に整備するなど、災害時における医療機能の確保に努めてきた。

#### ○ 新たな被害想定を踏まえた課題

東日本大震災では、津波の被害などにより、多くの医療機関が損壊し、医療機能が喪失した。一方で、全国から多くの医療支援が行われ、こうした支援を適切に活用して医療機能を発揮することが求められた。

都の新たな被害想定では、約 15 万人が負傷すると想定されており、こうした多数の負傷者へ対応するためには、限られた医療資源を有効に活用できるよう調整する機能が必要である。また、医薬品や医療資器材についても、備蓄などの方法により確実に確保するとともに、医療機能を提供するための基盤となる医療機関の耐震化などを進める必要がある。

#### ○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 初動医療体制の確立  
→ <到達目標> 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築
- ・ 医薬品・医療資器材の確保  
→ <到達目標> 医薬品等の確保に向けた供給体制の構築
- ・ 医療施設等の基盤整備  
→ <到達目標> 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院の耐震化 100%）、災害拠点病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築 など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

- 東京 DMAT、医療救護班等の初動医療体制を整備
- 災害拠点病院や都備蓄倉庫等に災害用救急医療資器材等を確保
- 災害拠点病院 70 病院を指定、救急医療機関に広域災害救急医療情報システム (EMIS) を整備
- 発災時における検案活動の応援等に関し、関係機関と協定を締結するとともに、火葬に関しても民間火葬場等と協定を締結 (都内火葬場数：26 箇所)

- 膨大な数の負傷者に対応するた  
用できるよう都内の医師や応援  
等の調整機能が必要
- 発災当初の医療資器材等につい  
一方で、医薬品等の資器材の枯
- 災害拠点病院や救急医療機関の  
また、災害時の情報共有の基盤
- 検案医等の不足が生じないよう  
都内の火葬場のみで対応するに

- 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築
- 医薬品等の確保
- 全ての病院の耐震化の促進 (災害拠点病院の耐震化100%)、災害拠点病院の医
- 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

### 地震前の行動 (予防対策)

#### ○ 初動医療体制の整備

- 東京都災害医療コーディネーター等の設置
- 負傷者の搬送体制を整備
- 防疫体制の整備

#### ○ 医薬品・医療資器材の確保

- 医薬品等の備蓄及び供給体制の整備
- 東京 DMAT カー等医療資器材等の充実

#### ○ 医療施設の整備

- 病院の耐震化など施設の機能維持
- 災害拠点病院の機能確保のため充実強化

#### ○ 遺体の取扱い

- 関係機関との連携による体制の整備

### 地震直後の行動 (応急対

#### ○ 初動医療体制

- 被害情報を効率的に (一  
療コーディネーターを中
- 搬送先や搬送手段、方法
- 保健活動班・巡回精神相

#### ○ 医薬品・医療資器材

- 医薬品等の安定供給

#### ○ 医療施設の確保

- 災害拠点病院を中心に医
- 医療機関及び救護所等の

#### ○ 行方不明者の捜索・遺

- 行方不明者の捜索、収容、

# 医療救護等対策

## 題

め、限られた医療資源を活用  
医療チームの受入及び配置

では、一定の備蓄があるが、  
渴に備えた供給体制が未整備  
全てが耐震化されていない。  
が、一般病院では未整備  
、体制の強化が必要。また、  
は、限りがある。

## 第3節 対策の方向性

- 被害情報を効率的に（一元的に）集約して、発災直後から限られた医療資源を最大限活用できるようコーディネート体制を構築し、速やかな初動医療体制を確保
- 備蓄の充実と製薬事業者も活用した医薬品等の供給体制の強化
- 医療施設の耐震化の促進やライフラインの確保及び情報共有など医療基盤の強化
- 関係機関と連携した検案医の養成や広域的な火葬体制の充実などによる火葬の迅速化

保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築  
療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

## 具体的な取組

策) 発災後 72 時間以内

元的に)集約して、東京都災害医  
心に医療資源を活用

など迅速な調整及び広域搬送拠点（SCU）と連携した広域搬送の実施

談チームなど医療支援（初動医療から引継ぎ）

## の供給

療機関の空床の利用や収容能力の臨時拡大等を図るなど医療施設を確保

情報を収集、分析できる体制を整備

## 体の検視・検案・身元確認等

検視・検案・身元確認等

地震後の行動（復旧対策） 発災後 1 週間目途

## ○ 防疫体制の確立

防疫体制の範囲と明確化

感染症蔓延の予防、感染症流行状況の把握

## ○ 火葬体制等

広域火葬体制の整備

## 第1節 現在の到達状況

---

### 1 初動医療体制の確立

東京 DMAT 指定病院を 25 病院指定し、800 名を超える DMAT の隊員を養成するほか、都医療救護班等を確保するなど、初動医療体制を整備している。

また、医療搬送業務協定の締結による民間航空機(ヘリコプター)の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。

- ・ 東京 DMAT 指定病院 25 病院
- ・ 都医療救護班 204 班
- ・ 都歯科医療救護班 110 班
- ・ 都薬剤師班 200 班
- ・ 災害拠点病院ヘリコプター緊急離着陸場 20 か所

### 2 医薬品・医療資器材の確保

最大で500名まで対応できる災害用救急医療資器材を全ての災害拠点病院に配備し、更に約7万4千人に対応できる補充用医薬品の防災倉庫への備蓄や東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車(東京 DMAT カー)の配備など災害時に対応できる医薬品等を確保している。また、医薬品、医療機器、衛生材料、歯科用医薬品の関係6団体と災害時協力協定を締結している。

- ・ 災害時応急用資器材 95 セット
- ・ 現場携行用資器材 71 セット
- ・ セルフケアセット 250 セット

### 3 医療施設等の基盤整備

災害拠点病院等の医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに、自家発電装置の設置やエレベーター閉じ込め防止対策を推進している。また、救急告示医療機関を対象に広域災害救急医療情報システム(EMIS) (※)を整備している。

- ・ 災害拠点病院の指定 70 病院 (平成 24 年 4 月 1 日現在)
- ・ 広域災害救急医療情報システムの整備 322 病院 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

※ 広域災害救急医療情報システム (EMIS : イーミス)

Emergency Medical Information System の略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステム

## 4 遺体の取扱い

関係機関と協力し、震災時における検案班を編成して、遺体の検案や死体検案書の発行等を行う訓練を実施するとともに、都の検案体制のみでは不足する場合に備えて、検案活動の応援等に係る協定を東京都医師会等関係機関と締結している。また、広域火葬実施計画を策定し、民間火葬場や、各関係団体と協定を締結している。

- ・ 都内火葬場 26 か所
  - 区部 9 か所（うち7か所が民営）
  - 多摩部 9 か所（うち1か所が民営）
  - 島しょ部 8 か所
- ・ 遺体の搬送に関する協定
- ・ 遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定
- ・ 火葬の実施に関する協定
- ・ 棺等葬祭用品の供給に関する協定

## 第2節 課題

### 【被害想定（東京湾北部地震）】

被害項目	想定される被害
負傷者数	最大 147,611 人
重傷者数	最大 21,893 人
死者数	最大 9,641 人

### 1 初動医療体制の確立

都内で約 15 万人の負傷者（うち重傷者は約 2 万人）の発生が想定されており、東京 DMAT 等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。

このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう応援医療チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整する機能が必要であり、そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。

また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。

### 2 医薬品・医療資器材の確保

都は、災害時に備え医薬品等を備蓄しているが、不足した場合には医療機能の維持に大きな支障がでる。このため、医薬品及び災害時応急用資器材等を確実に確保する必要がある。

### 3 医療施設等の基盤整備

多くの負傷者を迅速かつ的確に医療提供を行うためには、災害拠点病院等の機能確保が大切である。また、地域の災害医療の中核的機能を担う災害拠点病院や被災を免れた医療機関等が連携するためには、医療機関相互の情報が共有できる基盤整備や医療連携体制の整備など、地域における医療機能を維持するための基盤を強化する必要がある。

### 4 遺体の取扱い

被災による死者は、最大で9,700人が想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、検案医等の不足が生じないように、関係機関と連携し、養成研修等を実施するなど体制の強化が必要である。

また、区部及び多摩部の18か所の火葬施設（火葬炉は227炉）のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要がある。

## 第3節 対策の方向性

---

### 1 初動医療体制の確立

被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、東京都災害対策本部の下に設置する東京都災害医療コーディネーターと、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。

また、関係各局や東京消防庁、警視庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。

### 2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、医薬品等の卸売販売業者を活用した医薬品等の供給体制を強化する。

### 3 医療施設等の基盤整備

災害時において、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療施設の耐震化を促進するとともに、BCP（事業継続計画）の策定支援を行う。

特に、災害拠点病院については、病院の医療機能を維持できるように、施設の耐震化の促進、水、食料、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能を確保する。

なお、災害拠点病院等の配置については、新たな被害想定に基づき、各二次保健医療圏の医療資源や傷病者の収容力を踏まえ、都として必要な規模を検討し、整備を進めていく。

#### 4 遺体の取扱い

東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図る。

また、協定を締結している民間関係団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

### 第4節 到達目標

---

#### 1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築

東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき都全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。

負傷者等の搬送については、緊急度や搬送人数等に応じて、陸路、空路及び水路を最大限に活用した搬送手段を確保するとともに、他県等被災地域外への負傷者等の搬送を行う広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保する。

さらに、オープンスペースの利用に関する計画などに基づき災害拠点病院の近接地にヘリコプター緊急離着陸場を確保する。

#### 2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築

医薬品や医療資材器材の確保に向けて、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。

また、医薬品等の確保については、医療機関が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、都は卸売販売業者が早期に復旧できるよう支援し、医療機関において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働きかける。

#### 3 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化 100%）、災害拠点病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

災害拠点病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有していることとし、その他の医療機関についても、耐震診断や耐震化を推進する。

また、災害拠点病院など医療機能の維持が特に必要となる病院においては、災害時にも水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多元的な供給体制を確立するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築する。

#### 4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。

## 第8章 医療救護等対策

### 第5節 具体的な取組 <予防対策>

また、震災時における広域火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、民間事業者や他府県との連携や協力体制を確保する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

1 初動医療体制の整備	3 医療施設の基盤整備
2 医薬品・医療資器材の確保	4 遺体の取扱い

1 初動医療体制の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理</li> <li>○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制を構築</li> <li>○ 災害拠点中核病院等に設置する医療対策拠点において、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に、圏域内及び東京都災害医療コーディネーターとの情報共有等の情報連絡体制を構築</li> <li>○ 東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターによる医療資源の調整機能の確立</li> <li>○ 東京都地域災害医療コーディネーターと関係機関の情報通信訓練等を実施</li> </ul>
都 病 院 経 営 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都福祉保健局及び関係機関との連絡体制を確立</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村内の医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立</li> <li>○ 区市町村災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び区市町村域内の情報連絡体制の構築</li> <li>○ 急性期における医療救護活動拠点の設置</li> </ul>

(2) 詳細な取組内容

ア 都全域の情報連絡体制

- 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、都医師会、

都歯科医師会、都薬剤師会及び区市町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。

**イ 各二次保健医療圏の情報連絡体制**

- 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。
- 都は、二次保健医療圏を単位として地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害コーディネーターを中心として、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。

**ウ 区市町村の情報連絡体制**

- 区市町村は、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区市町村災害医療コーディネーターを設置する。
- 区市町村は、区市町村災害医療コーディネーターが区市町村内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

**【災害医療コーディネーター】**

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
区市町村災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区市町村が指定するコーディネーター

**【医療対策拠点等】**

名 称	説 明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

## 1-2 医療救護活動の確保

### (1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京 DMAT 隊員を養成</li> <li>○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保</li> <li>○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施</li> <li>○ 病院や薬局等医療機関の BCP（事業継続計画）策定を支援</li> </ul>
都 病 院 経 営 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都立病院（広尾・墨東・多摩総合医療センター）に東京 DMAT チームを整備</li> <li>○ 都立・公社病院の医療救護班を整備</li> <li>○ 医療機能を継続するため、都立病院の BCP（事業継続計画）を策定</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携</li> <li>○ 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練を実施</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等の確保</li> <li>○ 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所の確保</li> <li>○ 医療救護活動拠点の設置場所の確保</li> </ul>

### (2) 詳細な取組内容

#### ア 東京 DMAT の確保・養成

- 都は、平成 16 年に発足させた東京 DMAT（※）を擁する東京 DMAT 指定病院 25 病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。
- 東京 DMAT のチーム編成は原則として医師 1 名、看護師等 2 名の計 3 名を基準とする。
- 東京消防庁は、東京 DMAT 連携隊を編成し、東京 DMAT と一体的に活動することを原則とし、平時からの情報共有等を図る。

※ 東京 DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）

大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム

#### イ 医療救護班等の確保

《都福祉保健局》

- 災害時における迅速な医療活動等を確保するため、都医療救護班（都医師会に限る。）、都歯科医療班、都薬剤師班の従事者に災害時医療従事者登録証を事前に発行している。

《区市町村》

- 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等と協定を締結する。
- あらかじめ医療救護所を設置できる場所を確保する。
- 区市町村は、災害拠点病院等の近接地等区市町村があらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- 区市町村は、急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

ウ 医療機関等の機能維持に向けた取組み

- 都福祉保健局は、医療機関等がBCP（事業継続計画）を策定できるように、支援する。
- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめBCP（事業継続計画）を策定するとともに、訓練等を定期的実施する。

【医療救護所等】

名 称	説 明
医療救護所	区市町村が、区市町村地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所
緊急医療救護所	区市町村が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護活動拠点	区市町村が、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージ

トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいいます。

1-3 負傷者等の搬送体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 救出救助活動拠点等を選定し確保
都 福 祉 保 健 局	○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）（※）の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保

各 機 関	対 策 内 容
都 港 湾 局	○ 医薬品、医療従事者等を搬送するため、民間航空会社と協定を締結
東 京 消 防 庁	○ 患者等搬送事業者と協定を締結
区 市 町 村	○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築

※ 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）

Staging Care Unit の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

## （2）詳細な取組内容

《都総務局》

- 自衛隊、警察災害派遣部隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。

《都総務局》《都福祉保健局》

- 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。

《都総務局》《都福祉保健局》《都港湾局》《東京消防庁》《区市町村》

- 都及び区市町村は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。

《都福祉保健局》

- 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。

### 1-4 防疫体制の整備

#### （1）対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 薬品等の受入・調達計画を策定 ○ 防疫に関して周知するためのリーフレットを作成 ○ 区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備
区 市 町 村	○ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定 ○ 都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

#### （2）詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 飲み水の安全を確保するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄する。

## 第8章 医療救護等対策

### 第5節 具体的な取組 <予防対策>

#### 【備蓄一覧】

区 分	備蓄量・調達量
消毒薬の確保（次亜塩素酸ナトリウム） （備蓄分：前期3日分） （調達分：後期4日分）	6%溶液 1,017本（600mL/本） 1,356本（600mL/本）
配布用消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム）（買取り：7日分）	1%溶液 4,200本（15mL/本）
簡易残留塩素検出紙（買取り：7日分）	12,600枚
残留塩素測定器（環境衛生指導班用）	30台

- 薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他縣市等からの受入・調達計画を策定する。
- 避難所での水の使用の留意点等を周知するためのリーフレット、ハエや蚊の防除方法を示したリーフレットを作成する。
- 避難所の室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。
- 区市町村及び保健所職員を対象に、ねずみ衛生害虫防除に関する講習会を開催する。
- 被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討していく。

#### 《区市町村》

- 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。  
(第2部第10章「避難者対策」P458参照)

## 2 医薬品・医療資器材の確保

### (1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄</li> <li>○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保</li> <li>○ 医薬品集積センターの運営方法をあらかじめ関係機関と協議</li> <li>○ 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備</li> </ul>
都 病 院 経 営 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄</li> <li>○ 薬剤師会と連携し、医薬品ストックセンター設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議</li> </ul>

各 機 関	対 策 内 容
都 薬 剤 師 会	○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 薬剤師班の編成体制等を整備
日 本 赤 十 字 社	○ 日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄

## (2) 詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 都、卸売販売業者及び災害時協力協定締結団体（※）は、災害時の医薬品等の供給体制を構築する。なお、医薬品等の供給の優先順位については、東京都災害医療コーディネーター等に助言を求めることとする。

※災害時協力協定締結団体：東京都薬剤師会、東京医薬品卸業協会、日本医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、日本衛生材料工業連合会、大東京歯科用品商協同組合

- 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関と連携体制を構築する。
- 災害時の調達業務を円滑に行うために、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体職員の都への派遣協定を締結するといった準備を行う。
- 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄する。
- 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄を進めるとともに、必要な医薬品等の確保に努める。
- 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用はその補完的な位置付けとする。  
国、製薬団体、都薬剤師会等と医薬品等の支援物資の要請方法及び受入れ方法を協議の上、以下の医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針（本章では以下「基本方針」という。）を製薬団体等の関係団体にあらかじめ周知し、協力を求める。
- 関係機関とあらかじめ医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法、医薬品ストックセンターへの搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。

### 【医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針】

- ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる。（都に事前連絡が必要）
- エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区市町村の医薬品ストックセンターへ提供する。

《区市町村》

- 地区薬剤師会等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- 地区薬剤師会と連携して、医薬品ストックセンターの設置場所（状況に応じて複数か所設置する）、センター長や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の医薬品ストックセンターへ納品する）。
- 医薬品ストックセンターを複数か所設置する場合には、中核となる医薬品ストックセンターのセンター長は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と区市町村が協議の上決定する（中核となる医薬品ストックセンターのセンター長は、その他の医薬品ストックセンターを統括する）。
- 区市町村は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に地区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

《災害拠点病院等》

- 災害拠点病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

（資料第120「東京都災害拠点病院標準整備品目」別冊P443）

### 3 医療施設の基盤整備

#### （1）対策内容と役割分担

広域的な連携体制の下迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

各 機 関	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害拠点病院等の石油燃料供給について、安定的に供給できるよう、実効性のある方策を構築</li> <li>○ 近江市等との広域後方医療に関する応援体制の確立</li> </ul>
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害拠点病院を指定</li> <li>○ 救急告示を受けた病院等を、災害拠点連携病院として指定し、中等症者等を中心とした受入体制を確保</li> <li>○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保</li> <li>○ 医療機関の耐震化とともに、多元的な水の確保、電力等のライフライン機能確保やBCP（事業継続計画）の策定を支援</li> </ul>

各 機 関	対 策 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衛星携帯電話や EMIS など通信手段の確保やマニュアルの整備など活用方法を確立</li> <li>○ 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施</li> </ul>
都病院経営本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都福祉保健局及び関係機関との連絡体制を確立</li> <li>○ 耐震化を促進</li> <li>○ 平時から、広域的な連携体制を強化するとともに、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害時後方医療体制の充実強化を図る。</li> </ul>

(資料第 121 「救急医療機関数」別冊 P444)

(資料第 122 「都立・国立病院施設のがいよう現況」別冊 P444)

## (2) 詳細な取組内容

### 《都総務局》

- 「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、石油燃料の安定供給を図るとともに、災害拠点病院等の重要施設について、非常時において 72 時間の稼働を可能とするため、ランニングストック方式を含め、必要となる非常用発電燃料を確保する。

(第 2 部第 1 1 章「物流・備蓄・輸送対策の推進」P491 参照)

- 離着陸場が整備されていない災害拠点病院等については、オープンスペースの利用に関する計画などに基づき、近隣に緊急離着陸場を確保する。

### 《都福祉保健局》

- 災害に対する総合地域危険度を勘案して次の基準から災害拠点病院を指定している。
  - ・ 原則として 200 床以上の病床を有する救急告示医療機関であること
  - ・ 建物が耐震・耐火構造であること
  - ・ 重症者を応急的に収容するための講堂、会議室の転用面積が広いこと等
- 災害拠点病院は、3 日分程度の燃料、食料、飲料水、医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点病院の臨時ヘリポートを確保する。
- 都は、主に中等症者や容態の安定した重症者を受け入れる医療機関として、救急告示を受けた病院及び都が認める病院を災害拠点連携病院として指定する。
- 都は、専門医療や慢性疾患への対応等、区市町村地域防災計画に基づく医療救護活動を行う医療機関として、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付ける。
- 建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された建物等を有する都内の医療機関に対して、耐震診断及び耐震化工事（新築建替・耐震補強工事等）を促進する。
- 医療機関のライフライン機能維持等 BCP（事業継続計画）の策定を支援するなど、災害拠点病院等の発災時の対応能力向上に向けた取組を行う。

## 第8章 医療救護等対策

### 第5節 具体的な取組 <予防対策>

- 平時から、災害拠点病院の通信訓練や、東京都災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施する。

#### 【災害拠点病院等】

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院)
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

#### 《都病院経営本部》

- 都立病院は、広尾病院を救急・災害医療センターとして位置付け、都立病院医療危機管理ネットワークの充実を図り、災害医療提供体制を強化する。
- 都病院経営本部が所有する防災上重要な建物のうち、耐震性に疑問のある棟について「病院経営本部耐震化整備プログラム」に基づき、耐震化を完了させる。
- 都立病院は、非常時においても72時間の稼働を可能とするため、必要となる非常用発電燃料を確保する。

#### 《水道局》

- 管路について、災害時に拠点となる病院への供給ルートの耐震継手化を優先的に進めてきている。  
(第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P174参照)

#### 《下水道局》

- 災害拠点病院からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部分における耐震化に努める。  
(第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P175参照)

#### 4 遺体の取扱い

##### (1) 対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案（※）等の各段階において、区市町村及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導</li> <li>○ 東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発</li> <li>○ 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項</li> <li>・ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項</li> <li>・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項</li> <li>・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項</li> </ul> </li> <li>○ 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内施設</li> <li>・ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設</li> <li>・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設</li> <li>・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。</p> </li> </ul>

※ 検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

## 【応急対策】

1 初動医療体制	3 医療施設の確保
2 医薬品・医療資器材の供給	4 行方不明者の捜索、遺体の検視・ 検案・身元確認等

### 【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

### 【主な医療救護活動】

区 分	主な活動内容
0 発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害情報の収集・集約</li> <li>○ 東京 DMAT の出場</li> <li>○ 緊急医療救護所の運営</li> <li>○ 傷病者等の被災地域外への搬送</li> </ul>
1 超急性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都医療救護班等の被災地域への派遣</li> <li>○ 他県 DMAT による病院支援</li> <li>○ 医療救護所の運営</li> <li>○ 医薬品の供給</li> </ul>
2 急性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他県医療救護班の受入れ</li> <li>○ 避難者の定点・巡回診療</li> </ul>
3 亜急性期	
4 慢性期	
5 中長期	

## 1 初動医療体制

### 1-1 医療情報の収集伝達体制

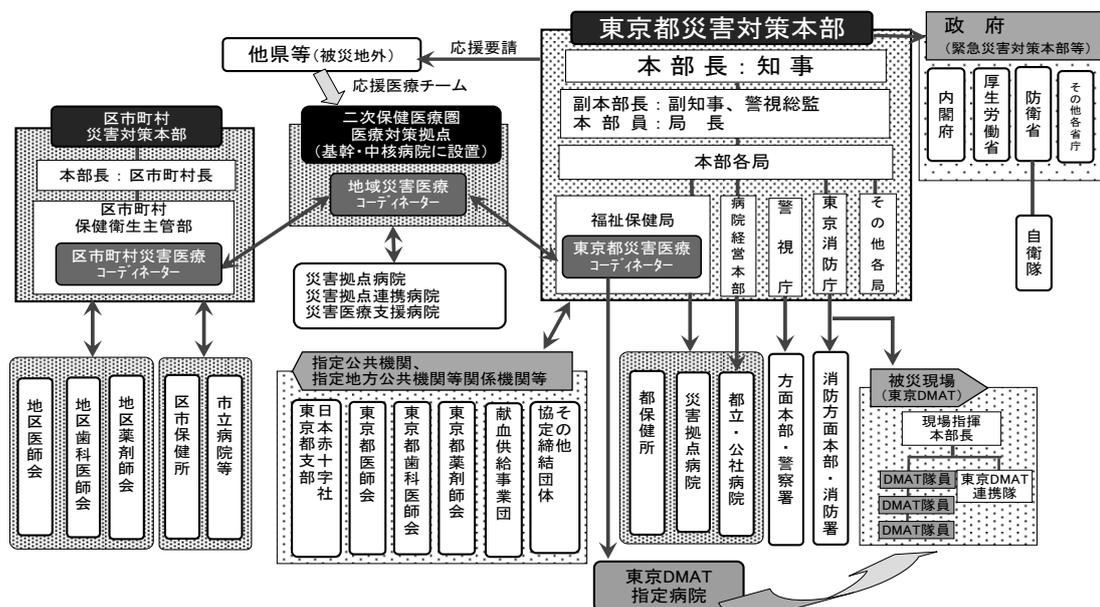
#### (1) 対策内容と役割分担

都は、医療機関の被害状況や活動状況、区市町村が設置する医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

機 関 名	活 動 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集</li> <li>○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有化</li> <li>○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有化</li> <li>○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区医師会及び区市町村災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関(診療所、歯科診療所及び薬局)の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告</li> <li>○ 地域住民に対する相談窓口の設置</li> </ul>
都 医 師 会 都 歯 科 医 師 会 都 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都及び区市町村へ報告</li> </ul>

#### (2) 業務手順

【発災直後の連携体制 (イメージ)】



### (3) 詳細な取組内容

#### 《都福祉保健局》

- 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
- 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を東京都地域災害医療コーディネーターに収集する。
- 収集した医療情報を区市町村等の関係機関に提供する。
- 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。

#### 《都福祉保健局》《都病院経営本部》

- 防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して、医療機関との情報収集を行う。

#### 《区市町村》

- 地区医師会及び区市町村災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。

1-2 初動期の医療救護活動  
(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	活 動 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整</li> <li>○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</li> <li>○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣</li> <li>○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣</li> <li>○ 都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣</li> <li>○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請</li> <li>○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保</li> </ul> <p>(各二次保健医療圏)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置</li> <li>○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整</li> <li>○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣</li> <li>○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施</li> </ul>

第8章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組 <応急対策>

機 関 名	活 動 内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における医療救護を一次的に実施</li> <li>○ 区市町村災害医療コーディネーターの助言を受け、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>○ 避難所等に医療救護所を設置</li> <li>○ 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営</li> <li>○ 急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整</li> <li>○ 避難所等において定点・巡回診療を実施</li> <li>○ 自らの公的医療機関において医療救護を行うほか、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会との協定（島しょ地域を除く）に基づき、医療救護を実施するよう要請</li> <li>○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請</li> </ul>
都 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、地区医師会に対し、都医療救護班としての活動等を要請</li> <li>○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施することが出来る。</li> </ul>
都 歯 科 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、地区歯科医師会に対し、都歯科医療救護班としての活動等を要請</li> </ul>
都 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、各支部に対し、都薬剤師班としての活動等を要請</li> </ul>
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。</li> <li>○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。</li> <li>○ 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施</li> </ul>
献 血 供 給 事 業 団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。</li> <li>○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。</li> </ul>

機 関 名	活 動 内 容
都 看 護 協 会	○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく看護師の派遣要請があった場合は、医療救護所等における看護業務を行う。
都 柔 道 接 骨 師 会	○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施

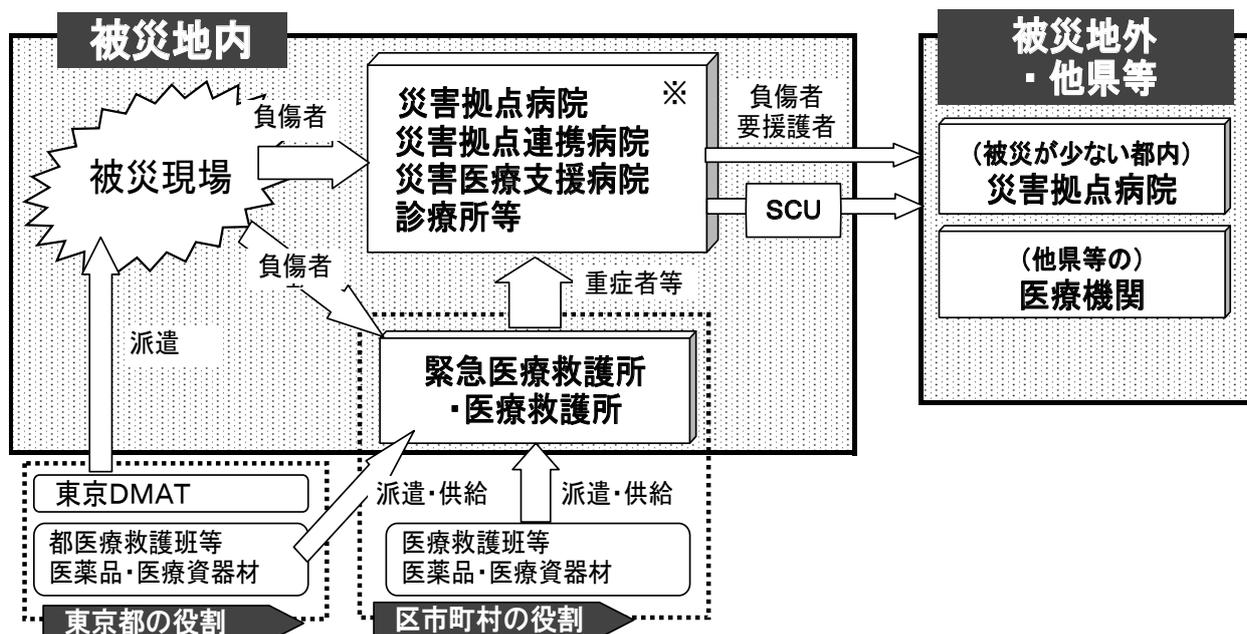
## (2) 業務手順

- 都は、医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。
- 東京 DMAT を被災現場に派遣し、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。都から出場要請を受けた東京 DMAT は、東京消防庁とともに被災現場へ出場し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。
- 都は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び日赤東京都支部等の関係機関に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下、「都医療救護班等」という）の編成を要請し、区市町村からの要請を受けて派遣する。
- 医療救護班は、「災害時医療救護活動マニュアル」及び「災害時歯科医療救護活動マニュアル」等に基づき、区市町村が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。
- 医療救護所を設置する場所は、原則として500人以上の避難所、二次避難所（※）、医療機関及び災害現場とする。

※ 二次避難所（福祉避難所）

災害時要援護者など避難生活において配慮を要する人のための避難所

【災害時医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。  
 災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

(3) 詳細な取組内容

ア 災害医療コーディネーターの活動

- 東京都災害医療コーディネーターは、都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京 DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。
- 東京都地域災害医療コーディネーターは、二次保健医療圏内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。

イ 東京 DMAT の活動

- 東京 DMAT の出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。
- 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。
- 都は、東京 DMAT チームが効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁と協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。
- 都は、災害現場の東京 DMAT チームとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。

- 他県からの応援 DMAT の受入れに当たっては厚生労働省（DMAT 事務局）と調整する。
- 他県からの応援 DMAT 及び応援医療救護班の活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。

**ウ 医療救護班等の活動**

- 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

**【医療救護班等の活動内容】**

区 分	内 容
医 療 救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傷病者に対する応急処置</li> <li>○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>○ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療</li> <li>○ 助産救護</li> <li>○ 死亡の確認</li> <li>○ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。</li> </ul>
歯 科 医 療 救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</li> <li>○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導</li> <li>○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力</li> </ul>
薬 剤 師 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導</li> <li>○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理</li> <li>○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</li> <li>○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</li> </ul>

<都医療救護班等の編成>

- 都は、都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。
- 都医療救護班は、原則として、搬送手段を自ら確保して出動する。搬送手段を自ら確保することが不可能な場合、都に要請する。
- 都医療救護班（計 204 班）
  - (ア) 都立・公社病院※ 26 班(医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)
  - (イ) 都医師会 90 班(医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)
  - (ウ) 日赤東京都支部 32 班(医師 1 名、看護師 3 名、事務その他 2 名)
  - (エ) 災害拠点病院 56 班(医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)

## 第8章 医療救護等対策

### 第5節 具体的な取組 <応急対策>

- 都歯科医療救護班：都歯科医師会 110 班（55 地区各 2 班）  
（歯科医師 1 名、歯科衛生士又は歯科技工士 1 名、事務その他 1 名）
- 都薬剤師班：都薬剤師会 200 班（薬剤師 3 名で 1 班）

※ 公社：公益財団法人東京都保健医療公社

#### エ 医療救護活動協力機関の活動内容

- 都看護協会は、医療救護所等において、看護業務を行う。
- 都柔道接骨師会は、医療救護所等において、医師の指示に基づく応急救護を行う。

#### オ 職種による色の定め

- 都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、この色のユニホームなどを身に付けることとしている。  
（赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、青：薬剤師、  
白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、黄：事務）

#### カ dERU（デルー：国内型緊急対応ユニット（※））による活動

- 日赤医療救護班は、デルーを被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。

※ dERU（domestic Emergency Response Unit）

日本赤十字社の緊急仮設診療所設備（大型テント、医療資機材）とそれを輸送する車両（3.5t）及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称（東京に 2 基、その他全国に 8 基）。

（資料第 92-1「都医師会等との協定」別冊 P383～388）

（資料第 92-2「日本赤十字社との契約」別冊 P389）

### 1-3 負傷者等の搬送体制

#### （1）対応内容と役割分担

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保</li> <li>○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施</li> <li>○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。</li> <li>○ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都福祉保健局と連携して行う。</li> </ul>
警 視 庁 自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヘリコプター等を活用し、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災現場から医療救護所まで搬送</li> <li>○ 区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送</li> <li>○ 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。</li> </ul>

## （2）業務手順

- 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは区市町村が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び区市町村が対応する。
- 医療救護所の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、区市町村等に搬送を要請する。

## （3）詳細な取組内容

### ア 負傷者の搬送

- 都及び区市町村は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都福祉保健局及び区市町村が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。
- 都本部に集まる道路啓開情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

### イ 医療スタッフの搬送

- 区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区市町村が対応する。
- 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

## 第8章 医療救護等対策

### 第5節 具体的な取組 <応急対策>

- 都医療救護班等の搬送に当たって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。

#### ウ 山間部における医療救護活動

- 山間部の市町村においては、地震等により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立するおそれがあり、孤立地区が生じる可能性がある。
- 孤立地区における負傷者への応急医療救護活動は、まずその地区内で行うが、地区内に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。こうした場合には、市町村は、医療スタッフの派遣、医療指揮材の搬送を都に要請する。
- 都は、要請に応じ都病院経営本部、東京都医師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院等と調整し、医療スタッフ等を派遣する。また、都は災害の状況に応じて東京 DMAT の出場調整を行う。

#### 《福祉保健局》

- 警視庁、東京消防庁、自衛隊などの関係機関と連携して、搬送手段を確保
- 要請に応じ都病院経営本部、東京都医師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣
- 災害の状況に応じて東京 DMAT の出場を調整
- 孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においても、市町村からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターを活用

#### 《警視庁》《東京消防庁》《自衛隊》

- ヘリコプターを活用し、速やかに医療機関へ搬送

#### 《市町村》

- 医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を都に要請
- 孤立地区においては、ヘリコプター離着陸場がない場合、代替手段としてヘリコプターのホイスト（※）が行える地点を事前に選定

#### ※ ホイスト

救助隊員などをホバリングしながら降下させ、傷病者などを救出して機内まで吊り上げること。

### 1-4 保健衛生体制

#### (1) 対策内容と役割分担

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握</li> <li>○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。</li> <li>○ 区市町村における保健活動班の活動を支援</li> <li>○ 区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援</li> <li>○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。</li> <li>○ 区市町村と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請</li> <li>○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保</li> <li>○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置</li> <li>○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。</li> <li>○ 都福祉保健局と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請</li> <li>○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。</li> <li>○ 「環境衛生指導班」(区、保健所設置市)による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>○ 「食品衛生指導班」(区、保健所設置市)による食品の安全確保</li> <li>○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力</li> </ul>

(環境衛生指導班、食品衛生指導班の詳細は、本章 P387 参照)

(第2部第10章「避難者対策」P453 参照)

#### (2) 業務手順

- 保健所は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- 区市町村は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 都福祉保健局は、関係団体等と協力して「動物救援本部」を設置し、関係団体等と協力して被災動物を保護する。

### (3) 詳細な取組内容

#### ア 保健活動

《都福祉保健局》

- 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。
- 区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。
- 区市町村と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請する。

《都福祉保健局》《区市町村》

- 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

《区市町村》

- 巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

#### イ こころのケア

《都福祉保健局》

- 精神障害者・精神疾患患者への対応として都立病院等及び民間精神科医療機関との協力による医療提供体制の確保に努める。
- 避難所や住宅等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、巡回精神相談チームを編成し、保健活動班と連携を図りながら、必要に応じて避難所等へ派遣する。
- 被災した精神障害者の継続的医療の確保に努める。
- 被災した精神科病院の入院患者については、東京精神科病院協会と連携し、被災を免れた地域の精神科病院への転院を図る。
- 被災の状況により通院が困難になった患者に対しては、巡回精神相談チームが対応する。
- 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。
- 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後民間精神科病院等の協力を得て患者を転送する。
- 近隣の病院等とも十分に連携を図りながら対応にあたる。
- 都全体の精神保健に関する情報を収集し、タイムリーに区市町村へ提供する。
- 必要に応じて近県市に精神保健医療従事者の派遣を要請し、受入れの調整を行う。
- 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。

《都福祉保健局》《区市町村》

- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 被災住民の心的外傷後ストレス障害(PTSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

### ウ 在宅難病患者への対応

- 保健所及び市町村は、在宅難病患者の状況把握に努める。
- 都は、区市町村からの要請に応じ、医療機関及び他縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

### エ 在宅人工呼吸器使用者への対応

《都福祉保健局》

- 区市町村からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他縣市等と調整に努める。

《区市町村》

- 区市町村等（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

### オ 透析患者等への対応

《都福祉保健局》

- 日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
- 他縣市への支援要請について、必要な調整を図る。

### カ 被災動物の保護

《都福祉保健局》

- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。
- 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

《区市町村》

- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

## 2 医薬品・医療資器材の供給

### (1) 対策内容と役割分担

都の災害時医薬品供給体制を再検討し、医療物資供給体制を強化する。

各 機 関	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援</li> <li>○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給</li> <li>○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達</li> <li>○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。</li> <li>○ 原則、医薬品等の物資の支援を受け入れないが、支援があった場合には、必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供</li> </ul>
都病院経営本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災後速やかに医薬品ストックセンターを設置</li> <li>○ 災害発生時には区市町村が備蓄しているものを使用</li> <li>○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請</li> </ul>
都 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力</li> <li>○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、医薬品ストックセンターにおける医薬品の仕分け・管理等を行う。</li> <li>○ 医薬品等の物資の支援があり、都の要請があった場合に限り、被災地外に設置される医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を行う。</li> </ul>
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行</li> <li>○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。</li> <li>○ 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請</li> </ul>

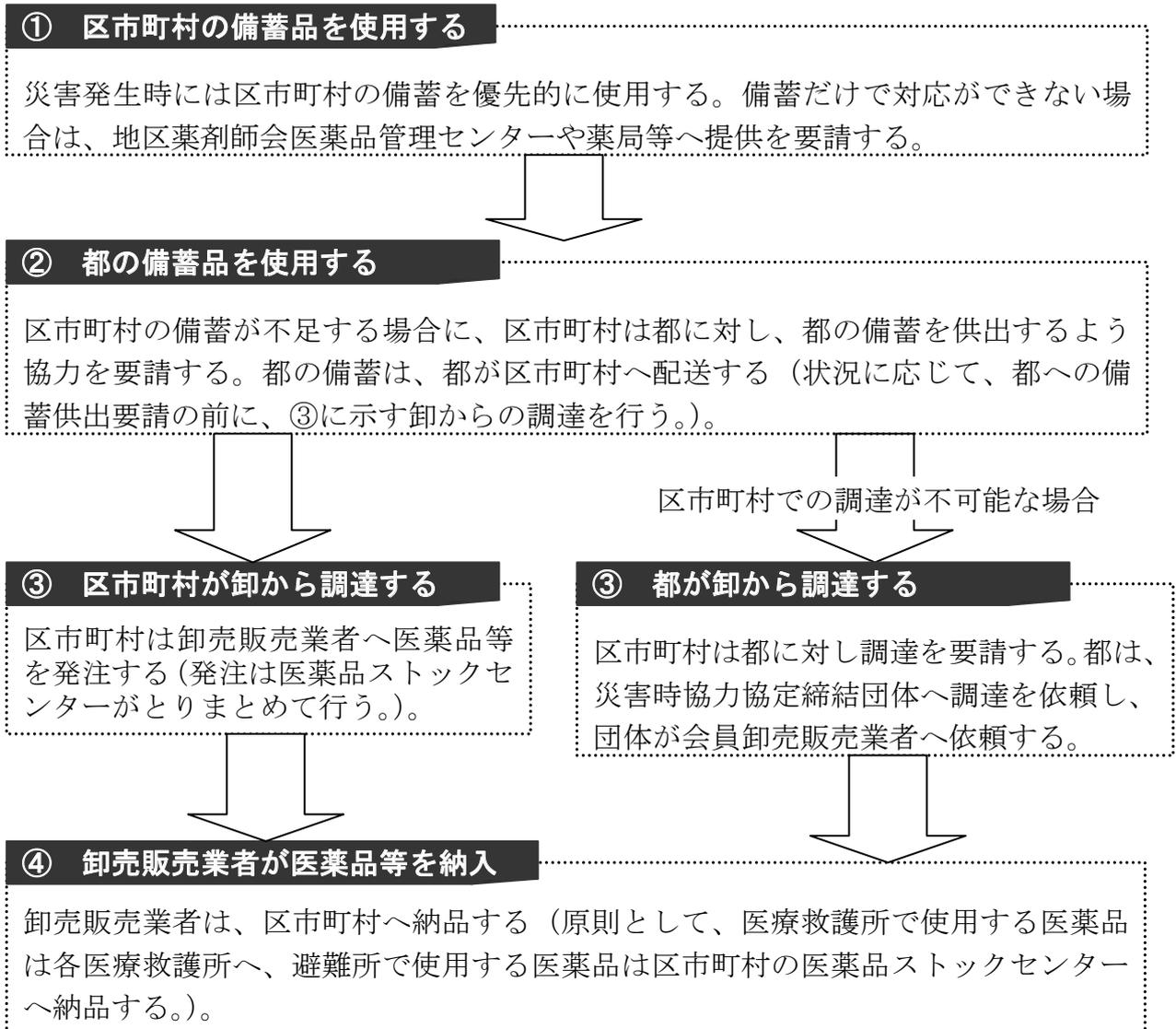
各 機 関	対 策 内 容
献血供給事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)等と協力して供給を行う。</li> <li>○ 災害発生後、速やかに都内各事業団支所の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、本部を中心に状況に応じた血液製剤の供給体制をとる。</li> </ul>

(資料第123「都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況」別冊 P445～446)

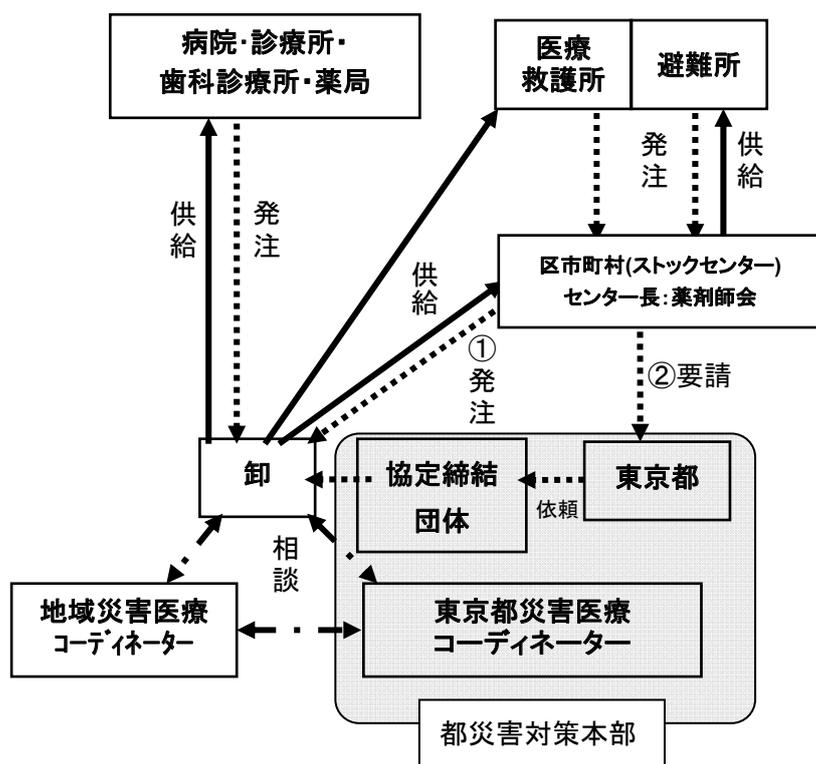
(資料第92-3「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」別冊 P390)

## (2) 業務手順

### 【区市町村が使用する医薬品等の調達手順】



【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】



- ① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ② 区市町村での調達が不可能な場合は、区市町村は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（医療救護所）

発注：区市町村の医薬品ストックセンターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

（避難所）

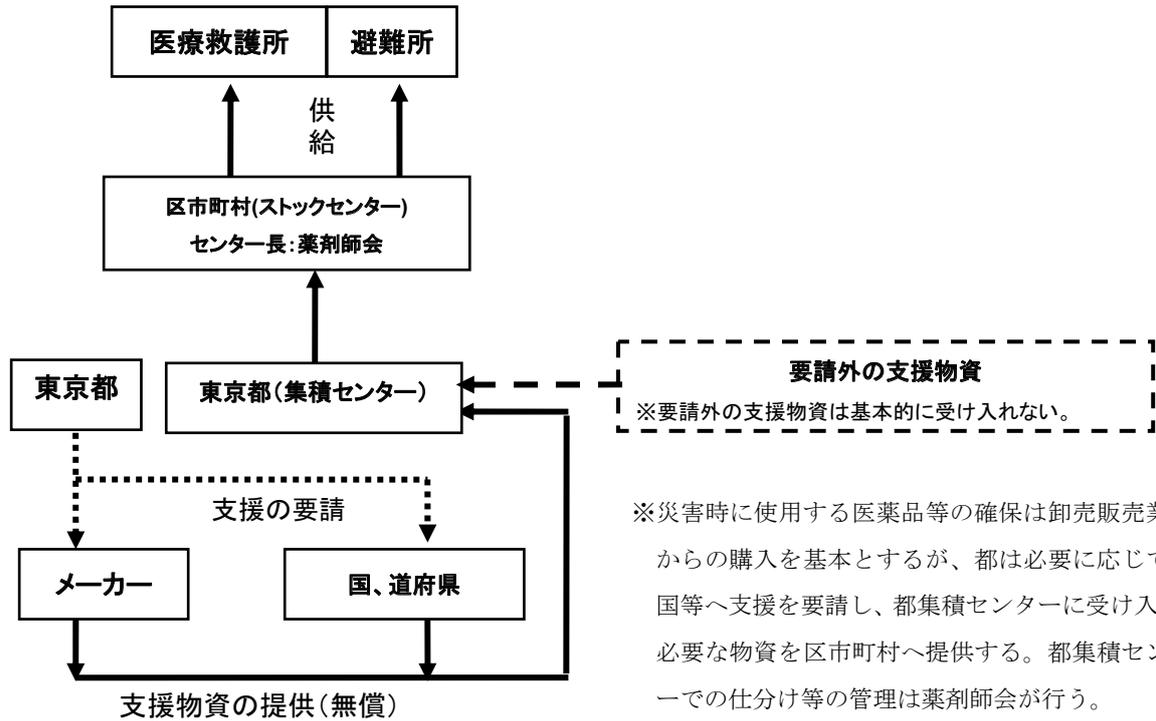
発注：区市町村の医薬品ストックセンターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は区市町村の医薬品ストックセンターへ納品し、医薬品ストックセンターが仕分けた上で各避難所へ配送

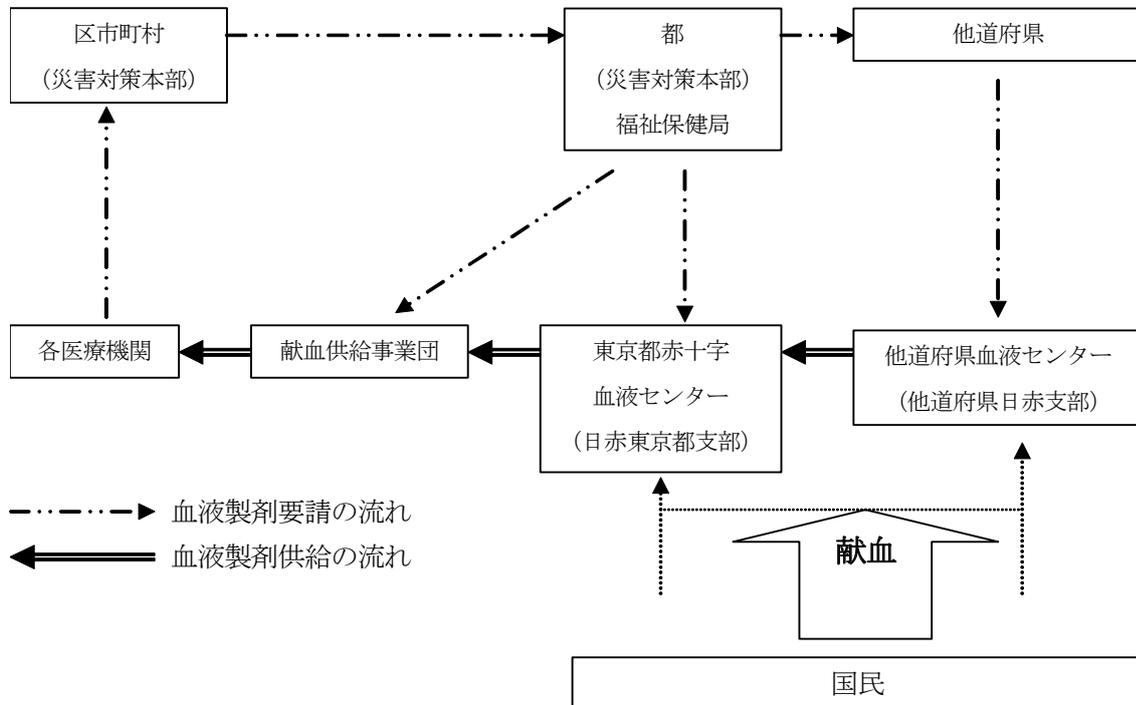
※協定締結団体

東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、  
 大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】



《都福祉保健局》

- 区市町村から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)及び献血供給事業団に供給を要請する。
- 血液製剤が不足する場合は、都は他道府県を通じて他道府県血液センター(他道府県支部)に応援を依頼し、都外からの血液導入によりその確保を図る。

《日赤東京都支部》

- 災害発生後、速やかに東京都赤十字血液センター及び事業所等の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、東京都赤十字血液センターを中心に血液製剤確保体制をとる。
- 東京都赤十字血液センターは、被害の軽微な地域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受ける。
- 医療機関等への血液製剤の供給は、東京都赤十字血液センターが、都及び献血供給事業団と密接な連携の下に行う。

### (3) 詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援する。
- 区市町村から要請があった場合、区市町村に代わって以下の手順で医薬品等を調達する。また、調達を円滑に行うため、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体に対し都への職員派遣を依頼する。

(区市町村への支援手順)

- ア 区市町村が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区市町村は都に医薬品等の調達を要請する。
- イ 都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。
- ウ 協定締結団体は、会員各社(卸売販売業者)から最も効率的に当該区市町村へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。
- エ 依頼を受けた卸売販売業者は、当該区市町村へ納品する(原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の医薬品ストックセンターへ納品する)。
- 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資(製薬団体等から提供される無償の医薬品等)の利用はその補完的な位置付けとする。
  - ・ 都は、基本方針(P355)にのっとり支援物資の受入れ等を行う。
  - ・ 都薬剤師会は、区市町村災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

《区市町村》

- 地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の発注、供給拠点となる「医薬品ストックセンター」を発災後速やかに設置する。

- 医薬品ストックセンターを複数箇所設置する場合には、中核となる医薬品ストックセンターのセンター長は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と区市町村が協議のうえ決定する（中核となる医薬品ストックセンターのセンター長は、その他の医薬品ストックセンターを統括する）。

また、センター長は、区市町村災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

- 地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、医療救護所や避難所等において、発災直後は区市町村の備蓄を使用する。不足する場合は、地区薬剤師会と協議の上薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区市町村へ配達する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。
- 備蓄及び地区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、地区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区市町村が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。

《医薬品等の卸売販売業者、災害時協力協定締結団体》

- 都と協働し早期に機能を復旧させ、都や区市町村からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。

《災害拠点病院》

- 災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

《災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局》

- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

### 3 医療施設の確保

#### (1) 対策内容と役割分担

各 機 関	内 容
都 総 務 局	○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都 福 祉 保 健 局	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都 病 院 経 営 本 部	○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化
区 市 町 村	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
自 衛 隊	○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施

各 機 関	内 容
	○ 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動

(資料第124「東京都災害拠点病院施設状況一覧」別冊 P447)

(第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P296 参照)

## (2) 業務手順

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

《自衛隊》

- 陸上自衛隊は、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。
- 海上自衛隊は、東京湾に、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動させ、重症者等の受入れ及び医療処置等を行い、併せて重傷者を受け入れた船舶により被災地域外への搬送を行う。

## (3) 詳細な取組内容

- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 救急告示を受けた診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- 他縣市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援縣市に受入要請する。
- 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。

#### 4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

##### (1) 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区市町村は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

##### ア 遺体の捜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 関係機関との連絡調整に当たる。
警 視 庁	○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 区市町村が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
区 市 町 村	○ 関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括、遺体の収容を実施
陸 上 自 衛 隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実施する。 ○ 必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇または航空機の応援派遣を求めて捜索に当たる。 ○ 収容した遺体は、検視(見分)後、区市町村に処理を引き継ぐ。

- ※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。
- ※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区市町村に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

##### イ 遺体の搬送(遺体収容所まで) についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施 ○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。
区 市 町 村	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。

ウ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村から遺体収容所の開設、運営に関する情報を収集</li> <li>○ 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都本部の下、遺体収容所の開設状況の情報を収集</li> <li>○ 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣命令</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設</li> <li>○ 都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知</li> <li>○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請</li> <li>○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施</li> <li>○ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備</li> <li>○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底</li> </ul>

(資料第125「遺体収容所における標準的な配置区分図」別冊P448)

エ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

(ア) 都・区市町村等が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。</li> <li>○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請</li> </ul>
監 察 医 務 院	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣</li> <li>○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施</li> <li>○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣</li> <li>○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。</li> </ul>

機 関 名	対 策 内 容
	○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
区 市 町 村	○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定

(資料第126「遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図」別冊P449)

### (イ) 協力機関が行う対策

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都福祉保健局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 医 師 会	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
都 歯 科 医 師 会	○ 都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日 本 法 医 学 会	○ 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

(資料第127「検視班の編成基準」別冊P450)

(資料第128「検案班処理能力」別冊P450)

### (ウ) 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区市町村長に引き継ぐ。
区 市 町 村	○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○ 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

機 関 名	対 策 内 容
都 歯 科 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣</li> <li>○ 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事</li> </ul>

**オ 都民への死亡者に関する情報提供についての取組内容**

機 関 名	対 策 内 容
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。</li> </ul>

**カ 遺体の遺族への引き渡しについての取組内容**

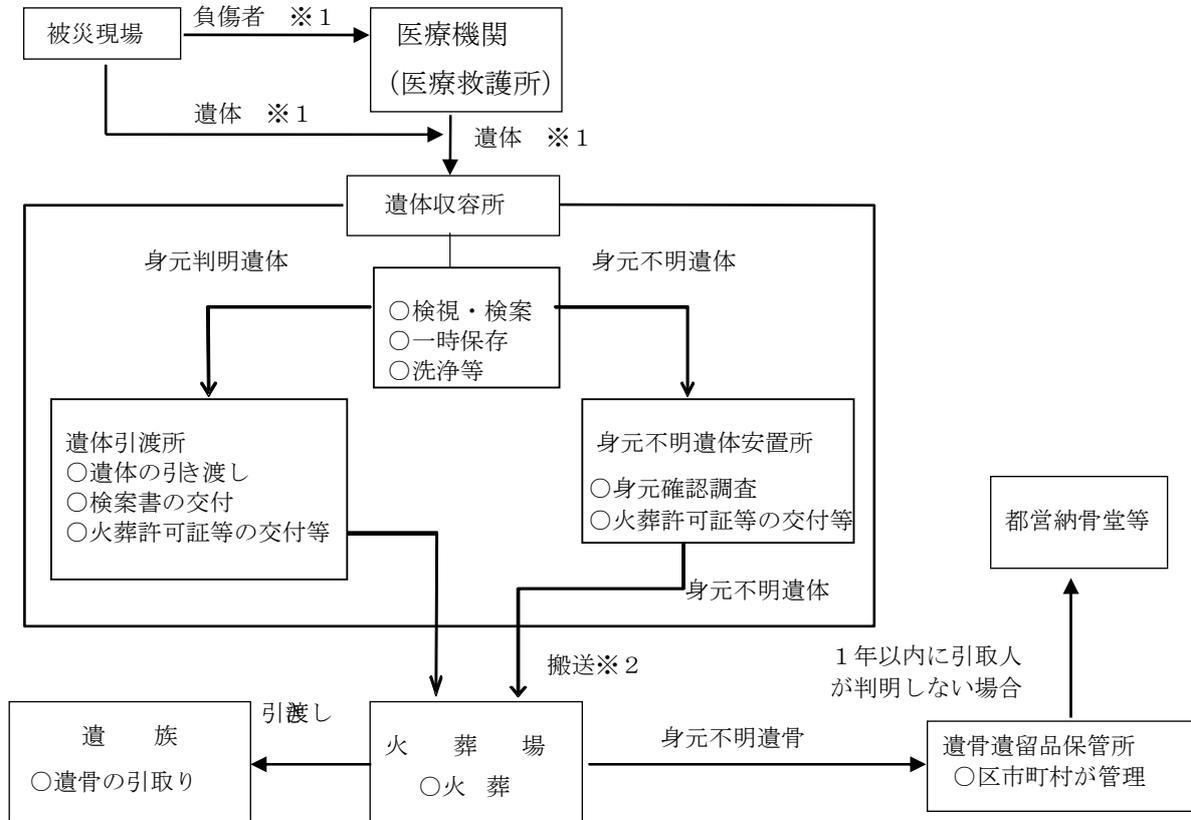
機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施</li> </ul>

**キ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容**

機 関 名	対 策 内 容
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村に対して、必要な支援措置を講ずる。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。</li> <li>○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。</li> </ul>

(2) 業務手順

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力  
 自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

第8章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組 <応急対策>

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分		内 容
搜索の期間		災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		<p>災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、厚生労働大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長の期間</li> <li>・期間の延長を要する地域</li> <li>・期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。)</li> <li>・その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)</li> </ul>
国庫負担	対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費</li> <li>○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費</li> <li>○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等</li> </ul>
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象</li> <li>○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上</li> </ul>

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分		内 容
遺体処理の期間		○ 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に厚生労働大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体の一時保存のための経費</li> <li>○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用</li> </ul>

## 【復旧対策】

### 1 防疫体制の確立

### 2 火葬

#### 1 防疫体制の確立

##### (1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機 関 名	活 動 内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村の防疫活動を支援・指導</li> <li>○ 都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請</li> <li>○ 他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施</li> <li>○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供</li> <li>○ 感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整</li> <li>○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整</li> <li>○ 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達</li> <li>○ 区市町村の衛生管理対策を支援・指導</li> <li>○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保</li> <li>○ 区市町村における保健活動班の活動を支援</li> <li>○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整</li> <li>○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護</li> </ul>

機 関 名	活 動 内 容
都 保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の防疫活動を支援・指導</li> <li>○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供</li> <li>○ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整</li> <li>○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施</li> <li>○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保</li> <li>○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導</li> <li>○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等を行う。</li> <li>○ 「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」（食品衛生指導班及び環境衛生指導班は特別区及び保健所設置市のみ）を編成し、防疫活動を実施</li> <li>○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡</li> <li>○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都福祉保健局又は地区医師会に協力を要請</li> <li>○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。</li> <li>○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握</li> <li>○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施</li> <li>○ 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施（特別区及び保健所設置市のみ）</li> <li>○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保（特別区及び保健所設置市のみ）</li> <li>○ 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。</li> <li>○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力</li> </ul>
都 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力</li> <li>○ 都福祉保健局（都保健所を含む）又は区市町村と協議の上、防疫活動を実施</li> </ul>

（第2部第10章「避難者対策」P453参照）

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

(2) 業務手順

《都福祉保健局》

- 区市町村等から情報を収集し、感染症の発生及びまん延のおそれがあるなど必要があると認めるときは、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除について指示を行うとともに、防疫用薬剤の供給や駆除等について支援を行う。
- 「食品衛生指導班」を編成し、区市町村と連携して食品の安全を確保する。
- 必要に応じて、都医師会、都薬剤師会等に対して、区市町村の実施する防疫活動への協力を要請するとともに、連絡調整を行う。
- 必要に応じて、他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援を要請するとともに、連絡調整を行う。

《区市町村》

- 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」（食品衛生指導班及び環境衛生指導班は特別区及び保健所設置市のみ）を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班名	機関名	役割
防疫班	区市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康調査及び健康相談</li> <li>・ 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握</li> <li>・ 感染症予防のため広報及び健康指導</li> <li>・ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理</li> </ul>
消毒班	区市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者発生時の消毒(指導)</li> <li>・ 避難所の消毒の実施及び指導</li> </ul>
保健活動班	区市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康調査及び健康相談の実施</li> <li>・ 広報及び健康指導</li> </ul>
食品衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保</li> <li>・ 食品集積所の衛生確保</li> <li>・ 避難所の食品衛生指導</li> <li>・ その他食品に起因する危害発生の防止</li> <li>・ 食中毒発生時の対応</li> <li>・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立</li> <li>・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底</li> <li>・ 手洗いの励行</li> <li>・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底</li> <li>・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底</li> <li>・ 情報提供</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 殺菌、消毒剤の調整</li> </ul>
環境衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水の塩素による消毒の確認</li> <li>・ 都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布</li> <li>・ 都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導</li> <li>・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認</li> <li>・ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導</li> <li>・ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導</li> </ul>

### (3) 詳細な取組内容

#### ア 各班の役割

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、区市町村と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
  - ・ 都食品衛生指導班(計41班 食品衛生監視員2名/班で編成)
    - 本庁(都福祉保健局健康安全部) : 4班
    - 都保健所 : 12班
    - 健康安全研究センター : 15班
    - 市場衛生検査所 : 5班
    - 食肉衛生検査所 : 5班
  - ・ 区市食品衛生指導班(区市の食品衛生監視員で編成)
- 都及び区、保健所設置市が編成した環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

#### イ 感染症対策

- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所(以下「都区市保健所」という。)が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

- 都福祉保健局及び都区市保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- 区市町村は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 都福祉保健局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区市町村に対して（保健所設置市を除く市町村は都保健所を通じて）、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- 都区市保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

### ウ 被災動物の保護

《都福祉保健局》

- 関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。

《区市町村》

- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

## 2 火葬

### (1) 対策内容と役割分担

遺体の火葬は、必要に応じて、区市町村において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

(資料第129「火葬場一覧表」別冊P451)

#### ア 火葬特例の適用・許可証発行について

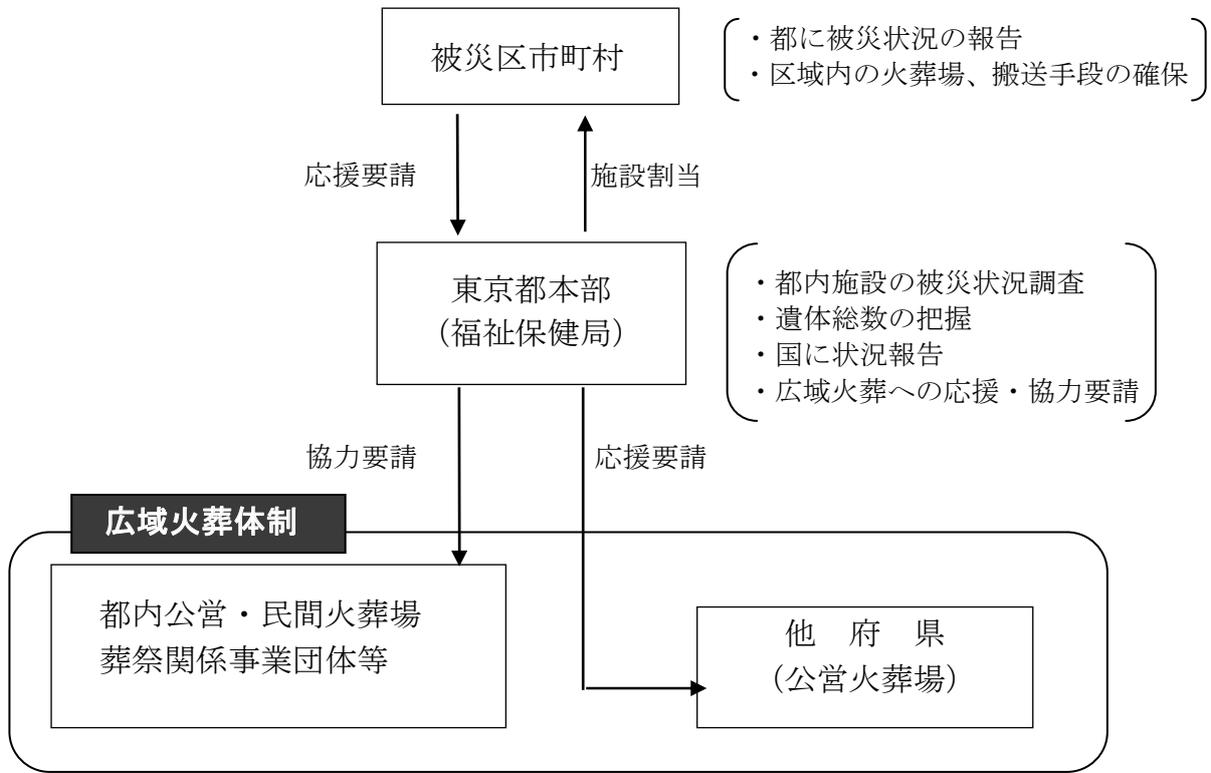
機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行

イ 広域火葬の実施について

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備</li> <li>○ 区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知</li> <li>○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請</li> <li>○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼</li> <li>○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請</li> <li>○ 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。</li> </ul>
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受け入れを実施</li> <li>○ 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保</li> <li>○ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請</li> <li>○ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。</li> <li>○ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認</li> <li>○ 遺体の搬送に必要な車両を確保</li> <li>○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請</li> </ul>

## (2) 業務手順

### 【火葬体制】



## (3) 詳細な取組内容

- 区市町村は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
- 東京都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。